

仁方小須磨線及び北原神山峠線への車両導入に伴う 移動円滑化基準適用除外認定申請について

呉市生活バス「仁方小須磨線」及び「北原神山峠線」に使用する車両において、次の車両を導入する予定であることから、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条の規定に基づき、基準適用除外の認定を受けることについて、呉市地域公共交通協議会の合意を求めます。

1 車種 型式及び車台番号等

仁方小須磨線	車種	ハイエース（乗車定員 10人）
	型式	3BA-TRH224W-LDTNK
	車台番号	TRH224W-0022472
北原神山峠線	車種	ハイエース（乗車定員 10人）
	型式	3BA-TRH224W-LDTNK
	車台番号	TRH224W-0022466

2 移動円滑化基準適用除外認定を必要とする理由

上記2路線について、ハイエースを常用車両として新たに配置する予定である。

これら車両は、移動円滑化基準に適合するための改造等が物理的に困難であることから、「移動円滑化基準除外自動車の認定要領」第3項第4号の「車両総重量5t以下であって乗車定員が23人以下の自動車」として移動円滑化基準適用除外の認定を申請するものである。

3 適用除外認定を求める事項

移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令

・第37条第2項第2号

乗降口のうち一以上は、スロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備（国土交通大臣の定める基準に適合しているものに限る。）が備えられていること。

・第39条

乗合バス車両には、基準に適合する車椅子スペースを一以上設けなければならない。

・第40条第1項

第37条第2項の基準に適合する乗降口と車椅子スペースとの間の通路の幅は、八十センチメートル以上でなければならない。

・第40条第2項

通路には、国土交通大臣が定める間隔で手すりを設けなければならない。

・第41条

乗合バス車両内には、次に停車する停留所の名称その他の当該乗合バス車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えなければならない。

乗合バス車両には、車外用放送設備を設けなければならない。

乗合バス車両の前面、左面及び後面に、乗合バス車両の行き先を見やすいように表示しなければならない。

4 車椅子等を利用されるバス利用者への対応

車椅子等を利用し又は自力での乗り降りが困難な利用者に対しては、運転手が可能な限り乗降を補助することで対応します。

<配置する車両写真>

